

### 免許法別表第3により上級免許状を取得する場合（高等学校）

受けようとする免許状		専修	1種
基礎資格となる免許状（注2）		高等学校1種	高等学校 臨時
根拠規定		教育職員免許法 別表第3	教育職員 免許法 別表第3 他
基礎資格となる免許状を取得した後の 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)における 当該教科の教員としての勤務成績良好な必要在職年数		3	お問い合わせください
基礎資格となる免許状を取得した後の最低修得単位数（注1）		15	
必ず含めねばならない科目及び単位数	教科に関する科目		
	計		
	教職の意義等に関する科目		
	教育の基礎理論に関する科目		
	教育課程及び指導法に関する科目		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		
教科又は教職に関する科目		15	

(注1) 基礎資格となる免許状の取得後であれば、在職年数の条件を満たす以前に単位の修得を開始した場合でも、すべての条件が整えば申請できます。

例えば、高等学校教諭専修免許状を取得するための単位を在職年数1年目から修得を始め、2年目に修得終了後、満3年を経過した時点で申請できます。

(注2) 特別免許状の場合は、お問い合わせください。

教育職員免許法施行規則

（中学校教諭の科目の単位の修得方法）  
 第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の種類の科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位の修得するものとする。第二欄に掲げる科目については、専修免許状又は二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位の修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音言語及び文章表現に関するものを含む。） 漢文学（国文学史を含む。） 書道（書写を中心とする。）
社会	「日本史及び外国史」 「社会学（地誌を含む。）」 「社会学（政治学）」 「社会学（経済学）」 「社会学（宗教学）」 「社会学（倫理学）」
数	代数学 幾何学 解析学 確率論、統計学 コンピュータ
理科	物理学 物理実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻（映像メディア表現を含む。） デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健体育	「体育実技（体育原理、体育心理学、体育経営管理、体育社会学、体育史）及び運動学（運動方法学を含む。）」 生理学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
家庭	「家庭経営学（家族関係学及び家庭经济学を含む。）」 食物学（被服製作実習を含む。） 住居学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 保育学（実習を含む。）
技術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 機械（実習を含む。） 電気（実習を含む。） 情報（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）
職業	産業概説 「農業、工業、商業、水産」 職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理 職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英語	英米文化理解 異文化理解 英語コミュニケーション
宗教	宗教学 「宗教学、哲学」
備考	「第二欄に掲げる教科に関する科目は、一般的な包括的な内容を含むものでなければならぬ」（次条の表の場合においても同様とする。） 二 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（次条の表の場合においても同様とする。） 三 「」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の「」以上に行うものとする。ただし、農業、工業をもつて水産と替えることができる。これら科目のうち二単位以上を修得するものとする。（次条第九条、第十五条第四項、第十八条の二及び第六十四条第二項の場合においても同様とする。）

（高等学校教諭の科目の単位の修得方法）  
 第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の種類の科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位の修得するものとする。第二欄に掲げる科目については、それぞれ一単位以上計十単位の修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音言語及び文章表現に関するものを含む。） 漢文学（国文学史を含む。） 日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌
公民	「社会学（国際法を含む。）」 「社会学（国際政治学）」 「社会学（国際経済学を含む。）」 「社会学（宗教学、心理学）」
数	代数学 幾何学 解析学 確率論、統計学 コンピュータ
理科	物理学 物理実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻（映像メディア表現を含む。） デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
書道	書道（書写を含む。） 書道史 書論、鑑賞
工芸	「工芸制作（プロダクト制作を含む。）」 デザイン（コンピュータ活用を含む。） 工業デザイン 工業デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
保健体育	「体育実技（体育原理、体育心理学、体育経営管理、体育社会学、体育史）及び運動学（運動方法学を含む。）」 生理学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
家庭	「家庭経営学（家族関係学及び家庭经济学を含む。）」 食物学（被服製作実習を含む。） 住居学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理を含む。）
情報	情報社会及び情報倫理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）
農業	「農業、工業、商業、水産」 職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
工業	産業概説 「農業、工業、商業、水産」 職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
商業	「商業、工業、商業、水産」 職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
水産	水産の関係科目 職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
福祉	「社会学（福祉学）（職業指導を含む。）」 「社会学（児童福祉及び障害者福祉）」 「社会学（社会福祉援助技術）」 「社会学（社会福祉総合実習）（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における社会福祉総合実習）（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における社会福祉総合実習）（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における社会福祉総合実習）」 「社会学（生活行動に関する理解）」 「社会学（生活行動に関する理解）」
船舶	船舶の関係科目 職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英語	英米文化理解 異文化理解 英語コミュニケーション
宗教	宗教学 「宗教学、哲学」

別紙

平成22年4月1日 法改正により追加された科目  
 （経過措置）平成26年3月31日までに旧規則に規定する最低修得単位数を修得した者は、新規則に規定する最低修得単位数を修得した者とみなす（平成23年度以降の新入生は除く）